

令和7年度 町道持尾白木線舗装修繕工事

特 記 仕 様 書

河南町まち創造部地域整備課

工 事 名 : 令和7年度 町道持尾白木線舗装修繕工事
施工場所 : 河南町大字加納 地内
工 期 : 契約締結日から令和7年10月6日まで

総 則

1. 適 用

本工事の施工にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木工事請負必携」、「土木工事共通仕様書」、「土木工事共通仕様書附則」及び「土木工事施工管理基準」（最新版 大阪府都市整備部）（以下「請負必携等」という。）によるものとする。

なお、請負必携等は大阪府都市整備部ホームページに掲載している。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/index.html>)

2. 仕様書等の優先順位

本業務に関する仕様書等の優先順位は、次のとおりである。

- ① 質問回答書
- ② 特記仕様書
- ③ 図面（数量総括表含む）
- ④ 土木工事共通仕様書附則
- ⑤ 請負必携等（土木工事共通仕様書附則を除く。）

3. 設計図書における留意点

設計図書中に「参考」と表記された項目は、あくまでも入札参加業者の適正・迅速な見積りに供するため、発注者が想定した設計積算の内容を参考に示した資料にすぎず、何ら契約上の拘束力を生じるものではない。このため、施工方法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めるものとし、工事の実施に当たってはこの趣旨を十分理解し、事故発生等を招かないよう、その防止措置に留意しなければならない。

4. 監督職員

監督職員の通知については、契約後、別途通知する。

5. 工事用地等の使用

工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保すること。なお、借地については契約変更の対象としない。

また、借地する土地が農地の場合には、農地の一時転用許可を取るとともに、許可書の写しを許可が下りた時点で監督職員に提出するものとする。

6. 工事の下請負

受注者は、契約後遅滞なく外注計画書を提出すること。

下請負契約した場合は、速やかに次の書類を提出するとともに、下請負部分について監督職員に説明するものとする。

1. 下請負（委任）通知書
2. 下請指導責任者届
3. 下請指導責任者経歴書
4. 建設業許可票の写し（二次下請以降の分も含む）

5. 契約請書の写し（二次下請以降の分も含む）及び契約約款
6. 施工体制台帳
7. 再下請負通知書
8. 施工体系図（二次下請以降も含む）

なお、下請業者（二次下請以降も含む）は、本町の入札参加停止措置を受けている者及び入札等排除措置を受けている者並びに河南町工事請負契約約款（令和3年4月1日制定河南町告示第73号）第47条第1項第12号に該当する者でないこと。

また、施工体系図・建設業の許可票・建退共加入標識を、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

7. 測 量

「土木工事等共通仕様書」第1章第1節第39条のほか下記事項について定める。

受注者は、契約後直ちに測量を実施し、設計書及び添付図面の内容と現地の把握を行い、現地と設計書が一致しない場合、又は、疑義を生じた場合は書面をもって監督職員に報告しなければならない。報告を怠って施工したために生じた損害は、受注者の負担とする。

また、事前測量を実施し監督職員の指示があれば縦横断計画図を作成し承諾を得ること。

8. 工事現場管理

1. 重機、諸資材の搬入搬出等にあたって、受注者は交通整理員を配置するなど一般交通、付近住民に支障及び事故のないように万全を期すこと。
2. 工事施工中受注者の過失において、既設道路等の公共施設、一般交通、付近住民に損傷や被害を与えた場合には、受注者の負担において速やかに復旧、賠償をすること。
3. 受注者は、工事施工に当たり、予め地元住民の理解と協力を求め、その意向を十分に考慮しなければならない。また、住民からの苦情等に対して、工事中はもとより、工事完了後においても終始誠意をもって対処しなければならない。
4. 受注者は、工事着手前に、工事予告看板や書類により関係各所及び住民に工事の開始を周知徹底し、工事期間中においても、公衆の見やすいところに工事標識を設置すること。
5. 工事期間中は、平素から気象状況等に十分な注意を払い、豪雨出水その他の天災に対して、常にこれらに対処できる準備をしておかなければならない。また、現場内の火気の始末等、十分な防災措置を講ずるものとする。対処策等を怠り、被害、損傷を被った場合は受注者の負担で、速やかに復旧、賠償をすることとする。
6. 埋設物と近接する部分にあたっては、慎重に作業を行うものとし、地中配線、配管等がある場合は、仮回し等を行うなど、その機能を維持するものとする。ただし、地下埋設物の移設や下越し等を行う場合は、各地下埋設物管理者の指示に従うものとする。また、各地下埋設物管理者からの事故防止に係る資料等を熟読し、十分留意して作業にとりかかること。土留め等怠ったことにより発生した他企業の設備事故や機能低下に係る設備点検の必要が生じた場合は、受注者の費用において各企業側で実施する。
7. 工事に支障をきたす恐れのある埋設物について、地下埋設物管理者及び監督職員と協議し、埋設物の規格、位置及び深度等の確認を行い、必要に応じて試験掘り等により埋設物の確認を行うこと。
8. 工事期間中、緊急車両の通行ができない、使用不可能となる消火栓や防火水槽がある、または仮設消火栓設置の必要がある場合は、事前に所定様式により工事届出書を大阪南消防組合富田林消防署河南出張所に提出すること。また、工事期間中、断続的に緊急車両の通行が出来ない場合は、その都度大阪南消防組合富田林消防署河南出張所に提出すること。
9. 受注者は、建設業法、廃棄物処理法、安全関係法令、その他関係法令を遵守しなければならない。

10. 受注者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の趣旨に基づき、資材運搬等に必要な車両の諸元について当該法律を遵守しなければならない。
11. 受注者は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間について遵守しなければならない。

9. 施工時間

施工時間は、昼間施工とするが、関係機関と協議の結果、変更が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

本工事の施工にあたり、関係機関等から時間的制約条件を付された場合は、速やかに設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

なお、官公庁の休日は、原則として作業休止とする。やむを得ず施工する場合は、事前に理由を付した休日（夜間）作業承諾書を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

10. 地元への周知

施工にあたっては、事前に工事のお知らせを地元住民に配布し周知すること。

「工事のお知らせ」の配布にあたっては、その内容について監督職員の承諾を得ること。

11. 道路工事等協議書の作成

受注者は、速やかに道路工事等協議書を作成し、監督職員に提出すること。

12. 交通誘導員の配置

交通規制に伴う交通誘導員の配置について下記のとおりとすること。

3名 + 交代要員 1名

安全対策については、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果により必要等が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署の打合せを行い実施するものとする。なお、打合せの結果又は条件変更に伴い、保安施設類が必要な場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

13. 施工条件

路面開放する場合は、清掃等を十分にを行い、起終点及びマンホール廻り等、段差の無いように擦り付け(縦断勾配5%以下)を行うこと。この場合、受注者は十分な安全管理措置を行うなど、苦情等がないように適切に現場管理をしなければならない。

また、路面開放を行うに場合は、監督職員へ事前に協議を行い、地元住民との調整を行うこと。

14. 安全教育

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。また、選択項目を施工計画書に記載するとともに、毎月、安全訓練等報告書を監督職員に報告するものとする。

1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
2. 本工事内容等の周知徹底
3. 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
4. 本工事における災害対策訓練
5. 本工事で予想される事故対策
6. その他、安全・訓練等として必要な事項

15. 産業廃棄物の適正処理

本工事で発生する産業廃棄物については、設計上、富田林市大字喜志地内の大阪南部リサイクルセンターで運搬距離は下記のとおりを見込んでいる。

運搬距離 L=8.6km

なお、処分場については、指定しているものでない。受注者は、設計以外の処分場に処分する場合は、産業廃棄物処理業の許可をもっている再資源化施設で処分するとし、事前に監督職員に協議書を提出し、確認を受けること。

なお、施工計画書には、処分箇所、運搬ルート、産業廃棄物処理業の許可証写し、運搬委託する場合には、収集運搬許可証の写し、契約書を添付するとともに、竣工図書において、処分地写真、処分量比較表、マニフェスト伝票写しを提出すること。

16. 建設副産物

受注者は、建設リサイクルガイドライン（平成 14 年 5 月）に基づき、工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、工事完成時に再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出すること。

再生資源利用【促進】計画書（実施書）は、建設リサイクルデータ統合システムを用いて作成するものとする。作成した再生資源利用【促進】計画書（実施書）は、各 1 部印刷して監督職員に提出するとともに、自社で工事完成後 1 年間保管すること。

17. 材料承諾

受注者は、工事に使用する材料及び監督職員の指示した材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

18. 段階確認

受注者は、下記に示す施工段階においては、段階確認を受けなければならない。

監督職員の行う段階確認においては、現場代理人又は主任（又は監理）技術者、若しくは、あらかじめ監督職員の承諾を得た者が臨場の上、確認を受けなければならない。

工 種	細 別	目 的	頻度	備 考
舗装工	基層	厚さ確認	測点毎	
舗装工	表層	厚さ確認	測点毎	

19. 品質管理

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。

20. 出来形管理

出来形図の作成については、設計図面に示す設計値に対し、2 段書きで表示する。

その他、出来形成果表として必要な項目は以下のとおり。

工 種	管理項目	頻 度	備 考
舗装工	求積図	施工箇所毎	

21. 施工機械について

金抜き設計書に示す施工機械については、施工機械を拘束するものではないが環境に配慮し、排出ガス対策型機械を使用しなければならない。

22. 数量の算出（出来形数量の算出）

受注者は工事の進捗に応じて出来形数量を算出し、その結果を監督職員が指示する期日までに監督職員に提出するものとする。なお、工事完成図及びその寸法には、出来形測量の結果を記載するものとする。

23. 設計図書の変更について

受注者は施工前及び施工中において、設計図書の照査を行う事とし、設計図書に相違を発見した場合はその旨を直ちに監督職員に通知しなければならない。

なお、設計変更ができないケースを下記に示す。

1. 契約書及び土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合
2. 書面による「指示」や「協議」がない場合
3. 設計図書に明示のない事項について、発注者との「協議」を行わず、受注者が独自の判断で施工した場合
4. 発注者と受注者との「協議」が整っていない時点で施工した場合
5. 「承諾」事項として施工した場合

24. 施工パッケージ型積算方式の導入について

本工事は、建設工事積算基準において、国土交通省で平成 24 年 10 月から試行導入されている“施工パッケージ型積算方式”を導入している。以下に施工パッケージ型積算方式の適用にかかる留意事項を示す。

1. 設計変更について

施工パッケージ型積算方式の単価は、これまで実数条件により単価を算出していた工種について、統計処理に基づき、過去の実績のある範囲で、規格に一定範囲を設けています。この範囲内においては、設計と現場条件の差異があり、図面に変更があった場合でも、積算単価が変わらないため、金額に関する変更契約は不可能となります。

※施工管理基準の出来形管理基準上の設計値を特定するため、図面の変更は従来通り必要。

2. 契約図書への表記について①

施工パッケージ型積算方式では、積算基準の各工種の注意書きに諸雑費の内容が積上方式と比較して、全般に許容範囲が広く記載されており、一部の工種においては、従来と異なり、その有無に拘らず適用できるものがあり、積算書（金抜）においては、これらについて明記はいたしません。（例：擁壁の水抜きパイプの有無など）

このような場合、現場条件に応じて指定する場合は、図面、数量総括表、特記仕様書等の契約図書に明示しているので、施工管理に際してはこれらに依ってください。

3. 契約図書への表記について②

施工パッケージ型積算方式の単価は、これまで実数条件により単価を算出していた工種について、統計処理に基づき、過去の実績のある範囲で、規格に一定範囲を設けています。

このような工種の規格について、積算書（金抜）では範囲を有した記載になりますが、従来通り工事目的物の規格は特定する必要があり、契約図書の図面等に特定のうえ明記するので、施工管理に際してはこれらに依ってください。

（例：路盤工の“厚み”を条件で平均厚さ〇〇mm 超〇〇mm 以下と区分する等）

25. 実績登録

「土木工事等共通仕様書」第 1 編第 1 章第 1 節第 6 条の規定に該当する場合は、工事实績の登録を行うこと。受注者は、受注時において、コリンズ・テクリス登録システムに基づき、実績登録「登録のための確認のお願い」を提出し、監督職員の確認を受けたうえで、登録内容確認書を契約後 1

0日以内に登録しなければならない。ただし、請負金額の5割以上の増減があった場合は、速やかに訂正の手続きを行うものとする。また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちにその写しを監督職員に提出しなければならない。

26. 工事標識・看板の掲示基準について

施工の際、法令等に基づき、工事看板などの掲示が必要となる。一般的な工事看板については、町ホームページに基準をとりまとめているので、必要に応じて、参照すること。

町ホームページ：「入札・契約」→「事業者の方へお知らせ」→「工事標識・看板の掲示基準」

27. 分別解体等実施義務

「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する対象建設工事である場合は、法及び同法施行令を遵守すること。また、その他事務取扱い上必要な事項は「分別解体等に係る実施要領」の定めるところによる。なお、対象建設工事の要件を満たさなくなった場合はこの限りではない。ただし、対象建設工事であっても、竣工図書では再資源化利用計画書に関する書類を提出すること。

分別解体等に係る実施要領

(総則)

- 1 本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「法」という。)第9条第1項に規定する対象建設工事であるため、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

(分別解体等の方法、再資源化等)

- 2 本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の条件を設定している。請負業者は、以下の条件及び設計図書を参考とし、必要経費を積算しなければならない。

(1) 別解体等の方法

作業内容及び解体方法	作業内容	分別解体等の方法
	コンクリートの取り壊し □有り ■無し	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	アスファルトの取り壊し ■有り □無し	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	木材の撤去処分 □有り ■無し	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	その他の取り壊し() □有り ■無し	□手作業 □手作業・機械作業の併用

(2) 資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト・コンクリート塊	協同組合大阪南部 リサイクルセンター	大阪府富田林市喜志地内

上記 1、2については、積算上の条件明示であり、分別解体等の方法、処分場を指定するものではない。なお、受注者の提示する内容が、上記に示す方法及び施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない場合については、この限りではない。

(再生資源の利用)

- 3 受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資源を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生粒度調整碎石	RM-25	路盤材
再生粗粒度アスファルト合材	再生粗粒 As20	舗装材
再生改質Ⅱ型密粒度アスファルト合材	再生改質Ⅱ密粒 As13	舗装材